

「葡萄色の旦【木樽熟成】」を 一般販売

2020年産の弟子屈町産ブドウ100%の赤ワイン「葡萄色の旦」を10月11日に一般発売し、たいへんご好評を頂き完売しました。

今まで販売した「葡萄色の旦」はステンレスタンクで醸造したものでしたが、昨年醸造した「葡萄色の旦」の一部を木製のたるで熟成させできあがった「葡萄色の旦【木樽熟成】」を一般販売します。

山ブドウの持つ個性で力強い酸味とフレッシュな味わい、野趣あふれる果実味が特徴で、木製樽で熟成したことによりマイルドで香り豊かに仕上がっています。ぜひご賞味ください。



販売日

12月10日(金)

一般販売店舗(在庫のお問い合わせは各店舗まで)

Aコープてしかが、角藤商店、西沢商店、ビックリッキー弟子屈店、右近商店、ライフショップ万代、フレンドリーショップきたさん、砂湯レストハウス、摩周湖レストハウス、硫黄山レストハウス、道の駅摩周温泉 (順不同)

問い合わせ先
弟子屈町ブドウ・ブドウ酒研究会事務局
(役場農林課農政係)
☎482-2936(課直通)



事業者の皆さんへ

新型コロナウイルス関連各種支援金の 相談・申請サポートを行います

町では、国の月次支援金をはじめとした各種支援金の相談や申請のサポートを行います。

- ▶ 会場／町公民館1階 研修室
- ▶ 日時／12月14日(火)、15日(水) 9時30分～16時30分のうち、1事業所1時間程度
- ▶ 申込／弟子屈町商工会(☎482-2259)までお申し込みください
- ▶ その他／申請に必要な書類について、あらかじめ商工会のチェックを受けてください

問い合わせ先／役場観光商工課商工振興係 ☎482-2940 (課直通)



高齢者・障がい者世帯などの皆さんへ 屋根の雪下ろし費用を補助します

弟子屈町社会福祉協議会では、お住まいの家屋の屋根の雪下ろしが困難な高齢者の方などの世帯を対象に、雪下ろしを登録事業者へ委託した場合の費用の一部を補助します。

- ▶ **対象世帯**
 - 高齢者世帯／おおむね70歳以上の方のみで構成されている世帯(年齢は令和3年4月1日現在)
 - 障がいのある方のみの方の世帯／身体障害者手帳1級、2級、3級(肢体不自由)の世帯
 - その他／その他、町社会福祉協議会が上記に準ずると認めた世帯
- ※ 雪下ろし費用の補助の対象となるのは、落雪などにより明らかに自己または近隣住宅などの損壊の恐れがある場合や、同じく通行者へ被害が及ぶ恐れがある場合に限られますので、ご注意ください。
- ▶ **対象経費**／屋根の雪下ろしにかかる費用
- ▶ **補助額**／かかった費用の2分の1の額で1回あたり1万円を上限
- ▶ **補助回数**／年度内3回まで(令和4年3月31日まで)
- ▶ **対象となる事業者**／町社会福祉協議会に登録された事業者
- ▶ **手続き方法**
 - ① 雪下ろしが必要になった時点で、町社会福祉協議会へ交付申請書を提出します。
 - ② 申請書に基づき町社会福祉協議会で審査後、補助の可否を決定し、申請者へ連絡します。
 - ③ 申請者の方は決定の連絡を受けた後、町社会福祉協議会に登録された事業者へ作業を依頼してください。
 - ④ 雪下ろし完了後、速やかに実績報告書(作業前後の写真、支払った領収書の写し添付)を町社会福祉協議会へ提出してください。審査の上、決定者の方へ補助金を交付します。



☐ 申し込み・問い合わせ先／弟子屈町社会福祉協議会 ☎482-1054(土・日曜日、祝日を除く)

除雪作業にご理解とご協力をお願いします

除雪作業の出動は、降雪量がおおむね10cm以上、または地吹雪、吹きだまりで交通に支障があると判断されたときに、主要幹線および通学路、集乳路線を優先的に行います。
「吹雪、暴風雪警報発令中、および夜間」の除雪は、原則として行いません。

☐ **路上駐車は除雪の障害**

除雪作業で最も障害になるのが、路上での駐車です。路上に放置された車のために、除雪車が通れなかったり、除雪作業ができなかったりすることがあります。

☐ **歩道などに物を置かない**

歩道や路肩に、陳列品や旗立て用のコンクリート、木材などを置いておくと、吹きだまりの原因になったり、除雪の障害にもなったりします。あらかじめ、道路から離れた場所に移動させてください。

☐ **除雪車には気をつけて**

除雪車の運転技術者は、安全第一で細心の注意を払っていますが、作業稼働時はたいへん危険です。特に子どもの行動には目を配り、除雪車に近づけないようにしてください。

☐ **玄関前の雪は皆さんで**

除雪車が通った後に残される、玄関前などの雪の山。後始末を考えると、誰もが憂うつになってしまいます。除雪車の機能や、広い地域を迅速に回らなければならない作業の性格から、どうしても雪を残してしまいます。たいへんご苦勞をおかけしますが、各家庭や事業所で除雪してください。

☐ **道路に雪を捨てないで**

除雪したばかりの道路に雪を捨てるといった光景を、毎年多く見かけます。この雪が凹凸を作り、交通事故を誘発する原因にもなりかねません。道路に雪を捨てないでください。

☐ **消防水利に雪を捨てないで**

「消防水利」と明示されたポールがある場所は、災害など緊急時の通り道になりますので、雪を捨てないでください。

今年もまた降雪シーズンを迎え、厳しい冬に突入です。町では、皆さんの生活や生産活動を支えるために除雪作業を行います。皆さんのご協力を得て除雪作業をスムーズに進めることが、経費抑制の上でも必要不可欠となってきますので、ご理解とご協力をお願いします。

町道除雪についての問い合わせ先／役場建設課 ☎482-2941(課直通)
国道除雪についての問い合わせ先／釧路開発建設部弟子屈道路事務所 ☎482-2327
道道除雪についての問い合わせ先／釧路建設管理部弟子屈出張所 ☎482-2147

